

オープン・カレッジ

平成27年度の相続税の基礎控除の引下げ以降、相続税は身近な税となつてゐる。令和元年度、被相続人全體に占める相続税の課税対象となる被相続人数の割合は、8・3%であつた。コロナ禍における相続税の課税申告や納税については、以下の3点に注意が必要である。

まず、相続財産の多くを占める土地の相続税評価の問題である。宅地は、1月1日を基準として、地価公示価格等を基にした価格(時価)の80%程度で評価される。相続税路線価が公

財産の評価や 納付期限に注意を

開された令和2年8月には、相続税路線価にコロナ禍の影響は反映されていなかつた。国税庁は、令和2年9月に公表された「都道府県地価調査(7月1日時点の地価の評価)」の結果

定)を注視する必要がある。次に、非上場株式の相続税評価の問題である。コロナ禍による企業の業績の変化が株式の評価額に想定外の影響を与えることも考えられる。相続財産の中で非上場株式は、事業の種類が同一または類似する複数の上場会社の株価の平均値に比準する方式(類似業種比準方式)により評価される。その場合、業種別の一株当たりの「株価」「配当」「利益」「純資産」が用いられる。

国税庁の令和2年の類似業種株価等によると、宿泊



栃木女子大学
現代マネジメント学部教授
柴 由花

しば・ゆか
租税法、租税政策。

横浜国立大学大学院社会科学研究科
国際開発専攻博士課程修了。博士
(国際経済法学)。

コロナ禍と相続税

を踏まえ、広範な地域で大幅な地価下落が確認された場合などには今後の対応を検討するとしたが、令和2年1月から6月までの相続税額補正は行われなかつた。しかし、大阪市内の3地点(心斎橋筋2丁目、宗石衛門町、道頓堀1丁目)に所在する土地等については、名古屋市中区錦3丁目などに所在する土地等についても、令和2年10月から12月までに間に路線価が時価を上回る可能性があるため、今後の路線価等の補正に係る公表(令和3年4月に予

定)を注視する必要がある。そこで、納税猶予の特例が創設され(事業承継税制の納税猶予とは別の特例)、相続税の申告・納付期限の延長措置がとられており、所轄の税務署に申請することで、特例猶予が認められれば、納期限から1年間、猶予期間中の延滞税は全額免除される。もつとも、納稅猶予以外の特例、例えば、居住用の小規模宅地の特例などについては、期限の延長の特例は講じられていないことから、居住用資産を売却するなどにより納稅資金を調達する場合には注意が必要である。

業・飲食サービス業の株価はコロナショックで3、4月に落ち込んだ後、5、6月に落ち込んだ後、5、6月以後、上昇傾向にある。業種によつては、コロナ禍においても非上場株式の相続税評価額が上昇することがある。さらに、相続税の納税資金の確保や納付期限も問題が必要と判断され、4%の減額補正がなされた。なお、令和2年7月から9月までに間にコロナ禍の影響で地価が路線価を下回り、修正が必要と判断され、4%の減額補正がなされた。なお、令和2年10月から12月内に申告、納税をしなければならないことから、相続が発生した場合、短期間に納税資金を調達しなければならない。ところが、コロナ禍の中で発生した相続に分割協議が難しくなつては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少し、相続税の納税に支障をきたしている人も少なくないと想定される。